

●退職して普通徴収へ…本人が未徴収分を直接納付する場合

処理の流れ：

送付

事業所（異動届の上欄記入と一括徴収しない理由を記入）⇒うるま市役所市民税課

年税額 153,800円

月割額		徴収済分 合資会社 珊瑚商事の
6月	13,000円	
7月	12,800円	
8月	12,800円	
9月	12,800円	
10月	12,800円	
		ら納税者本人へ 市役所から 納税通知書を 発送し
11月	12,800円	
12月	12,800円	
1月	12,800円	
2月	12,800円	
3月	12,800円	
4月	12,800円	
5月	12,800円	

給与支払報告にかかる給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず（一括徴収した場合においても）提出して下さい。
◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。

右の※印の欄には記入しないでください。

令和 3 年 10 月 15 日	給（特別徴収義務者） 与（特別徴収義務者） 支（特別徴収義務者） 払（特別徴収義務者） 報（特別徴収義務者） 告（特別徴収義務者）	住所（居所） 又は所在地 うるま市町村長殿	郵便番号 704-××××	うるま市勝連平安名1-2-3	※CD 処 ※理 日 現年度 新年度 両年度	特別徴収義務者 指 定 番 号 09××××××××	宛名番号（注1）
うるま	フリガナ ウルマ ユウコ	フリガナ サンゴショウジ	名称 合同会社 珊瑚商事	個人番号又は法人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	連絡者 係 氏名 TEL	給与係 沖縄 花子 (098)973-5382 (内線 182)	
給与所得者（異動者）	（ア） 特別徴収税額 （年税額）	（イ） 徴収済税額	（ウ） 未徴収税額 （ア）－（イ）	異動年月日 R3 年 10 月 31 日	異動の事由 1. 退職	異動後の未徴収税額の徴収 A. 特別徴収継続 B. 一括徴収 C. 普通徴収	
フリガナ ウルマ ユウコ	生年月日 S50.12.10	6 月分 64,200 円	11 月分 89,600 円				
氏名 うるま 佑子	受給者番号 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	10 月分 153,800 円	5 月分 89,600 円				
1月1日現在 の住所 うるま市具志川3-12-5	給与支払を受けなくなった後の住所						
現住所							

C 普通徴収
※未徴収税額を本人が支払う。
※うるま市より退職者本人に通知
しますので旧住所欄とあわせて
現住所欄も必ず記入してくださ
い。

B 一括徴収
※未徴収税額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。
一括徴収した税額は 月分で納入する
(月 日 納期限)
給与又は退職手当
等の支払予定月日 一括徴収予定額
(ウ)と同額 異動者印
円

A 特別徴収継続（転勤・再就職）
※未徴収税額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。
特別徴収義務者指定番号
新特別徴収義務者
所在地
フリガナ
名 称
個人番号
又は法人番号
連絡者
係
氏名
TEL () (内線)
月割額 円を 月分から徴収し納入する。

下記の欄には、その年の1月1日から退職
時まで支払の確定した給与の額等を記
載してください。
1月1日以降退職時ま
での給与支払総額(賞
与含む) 退職手当等の支
払額
(支払予定額)
円 円
社会保険料額 勤続年数
円 年 月

一括
場合
徴収
の
理
由
不
明
な
い
1. 異動の日が6月1日から12月31までの間で、本人から申出がないため。
2. 異動の日が1月1日から4月30までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給
与、又は退職手当の支払がないため。
3. その他 理由 ()
ご
注
意
1. 「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記入してください。
2. 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
3. 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地（課税地）の市区町村に送付してください。
4. 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。